

山梨県公報

第二千六百九十八号

平成二十九年

五月二十二日

月 曜 日

目次

○県営土地改良事業計画の決定(二件).....	三八九
○県営土地改良事業の完了(三件).....	三八九
公 告	
○使用料の徴収事務の委託.....	三八九
○土地改良区役員の新任及び就任.....	三九〇
教育委員会	
○平成三十年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について.....	三九一
○一般競争入札について.....	三九四

告 示

山梨県告示第七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農村地域防災減災事業北伊奈ヶ湖地区)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。
平成二十九年五月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年六月一日から同月二十八日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 平成二十九年六月二十九日から同年七月十三日まで

山梨県告示第七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農業競争力強化基盤整備事業八田地区)計画を定めたので、次のとおり

関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

平成二十九年五月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年六月一日から同月二十八日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 平成二十九年六月二十九日から同年七月十三日まで

山梨県告示第七十八号

県営土地改良事業(日野堰地区ため池等整備事業)の工事は、平成二十八年三月一日をもって完了した。

平成二十九年五月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県告示第七十九号

県営土地改良事業(中山間地域総合農地防災事業六ヶ村堰地区)の工事は、平成二十八年十二月二十二日をもって完了した。

平成二十九年五月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県告示第八十号

県営土地改良事業(箕輪堰地区ため池等整備事業)の工事は、平成二十九年二月十六日をもって完了した。

平成二十九年五月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

公 告

● 使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成二十九年五月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 委託の相手方 甲府市飯田二丁目二番三号 公益財団法人山梨県国際交流協会
- 二 委託に係る使用料 山梨県立国際交流センターの使用料
- 三 委託の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、御勅使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十九年五月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	有野一成	南アルプス市有野千六番地	平成二十九年三月三十一日
同	飯田治夫	南アルプス市飯野新田九百五十七番地二	同
同	飯田裕彦	南アルプス市築山二百七番地一	同
同	飯野元雄	南アルプス市飯野新田千二百四十番地四	同
同	櫻本雅彦	南アルプス市有野八百九十八番地	同
同	佐々木公夫	南アルプス市築山二百二十七番地	同
同	櫻本等	南アルプス市有野千六十一番地一	同
同	飯田毅	南アルプス市飯野新田五百六十五番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
同	川崎光規	南アルプス市飯野新田四百一十番地	同
監事	菅沢清彦	南アルプス市有野六百六十八番地	同
同	矢崎実	南アルプス市飯野新田三百十四番地	同
同	市川善英	南アルプス市築山八十五番地	同

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	櫻本雅彦	南アルプス市有野八百九十八番地	平成二十九年四月一日
同	飯野元雄	南アルプス市飯野新田千二百四十番地四	同
同	飯田裕彦	南アルプス市築山二百七番地一	同
同	飯田毅	南アルプス市飯野新田五百六十五番地	同
同	櫻本等	南アルプス市有野千六十一番地一	同
同	佐々木公夫	南アルプス市築山二百二十七番地	同
同	石原博道	南アルプス市飯野新田九百四十五番地	同

めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力
があると認められた者

三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
- 2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。
- 3 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。

- 4 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上が設置されている場合、次に示す学科間で第二希望まで志望順位を付けることができる。

- ・普通科と専門教育学科
- ・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
- ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科

- 5 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。

- 四 出願期間 平成三十年二月二十日（火）（一括受付）、同月二十一日（水）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（木）の午前九時から正午まで

五 学力検査

1 検査教科及び配点

- ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む）の五教科とする。

- イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。

- 2 検査期日 平成三十年三月七日（水）
- 3 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 追検査

- 1 対象者 インフルエンザ等の感染症等不慮のやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者

- 2 検査方法 学力検査を実施する。検査教科、配点及び検査時間は、後期募集の学力検査に準ずる。

- 3 検査期日 平成三十年三月十日（土）
- ### 七 選抜方法

- 1 調査書の記録及び学力検査又は追検査の成績を総合判定し、選抜する。
- 2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査又は追検査の成績を同等に扱う。
- 八 入学許可予定者の発表 平成三十年三月十四日（水）

Ⅲ 全日制の課程における再募集

- 一 実施校 入学者選抜の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

- 二 出願資格 再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。
- ### 三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。

- 2 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部の再募集と併願することもできない。

- 3 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上があり、二学科以上で募集を実施している場合、次に示す学科間で第二希望まで志望順位を付けることができる。

- ・普通科と専門教育学科
- ・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
- ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科

- 4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に二つ以上で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。

- 四 出願期間 平成三十年三月十四日（水）の午後一時から午後四時まで、同月十五日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月十六日（金）の午前九時から正午まで

五 検査

- 1 検査方法 面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。

- 2 検査期日 平成三十年三月十九日（月）
- 六 選抜方法 学力検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たって実施する面接の結果並びに作文又は新たに行う学力検査の成績を総合判定し、選抜する。

- 七 入学許可予定者の発表 平成三十年三月二十二日（木）

IV 定時制の課程における入学者選抜

- 一 募集人員 募集人員は別に定める。
- 二 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。
- 三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
- 2 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。
- 3 全日制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。
- 4 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。
- 四 出願期間 平成三十年二月二十日（火）（一括受付）、同月二十一日（水）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（木）の午前九時から正午まで
- 五 検査

- 1 検査方法 学力検査及び面接を実施する。
- 2 学力検査の検査教科及び配点
ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。
イ 配点は、各検査教科百点とする。

- 3 検査期日 平成三十年三月七日（水）及び同月八日（木）
- 4 検査時間 国語は五十分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 追検査

- 1 対象者 インフルエンザ等の感染症等不慮のやむを得ない事情により、学力検査又は面接、あるいはその両方を欠席した者
- 2 検査方法 学力検査及び面接を実施する。学力検査の検査教科、配点及び検査時間は、定時制募集の学力検査に準ずる。

- 3 検査期日 平成三十年三月十日（土）
- 七 選抜方法 調査書の記録、学力検査又は追検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の発表 平成三十年三月十四日（水）

V 定時制の課程における再募集

- 一 実施校 定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

二 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
- 2 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することはできない。なお、全日制の課程及び特別支援学校高等部における再募集に出願した者は、その入学許可予定者の発表があるまで出願することはできない。

- 3 通信制の課程と併願することはできない。
- 4 中央高等学校が二つ以上の学科・部で募集を実施している場合、志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。
- 四 出願期間 平成三十年三月十九日（月）、同月二十日（火）、同月二十二日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月二十三日（金）の午前九時から正午まで
- 五 検査

- 1 検査方法 再募集に当たっての学力検査及び面接を実施する。
- 2 学力検査の検査教科 検査教科は、国語、数学及び英語の三教科とする。
- 3 検査期日 平成三十年三月二十六日（月）
- 六 選抜方法 調査書の記録、再募集に当たっての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表 平成三十年三月二十八日（水）

VI 通信制の課程における入学者選抜

- 一 実施校 中央高等学校の普通科及び衛生看護科
- 二 募集人員 募集人員は別に定める。
- 三 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずるほか、山梨県内に住所を有する者であること。衛生看護科については、さらに甲府看護専門学校看護学科の在学者又は入学許可予定者に限る。

四 出願の制限

- 1 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部と併願することはできない。
- 2 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することはできない。

五 出願期間

- 第一期 平成三十年三月十三日（火）、同月十五日（木）及び同月十六日（金）の午前九時から午後四時まで
- 第二期 平成三十年三月二十三日（金）、同月二十七日（火）及び同月二十九日（木）の午前九時から午後四時まで

六 検査

- 1 検査方法 面接、作文及び筆記検査を実施する。
- 2 検査期日 面接は出願時に行う。次の第一期、第二期検査期日に、作文及び筆記検査を行う。

第一期出願期間の出願者を対象とする第一期検査 平成三十年三月十九日(月) 第二期出願期間の出願者を対象とする第二期検査 平成三十年三月三十日(金) 七 選抜方法 調査書の記録、面接、作文及び筆記検査の成績を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の発表 第一期検査受検者については平成三十年三月二十二日(木)付けで、第二期検査受検者については平成三十年四月五日(木)付けで通知する。 VII 実施要項 詳細については、別に定める「平成三十年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年五月二十二日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量 学校図書館情報システム推進事業用パソコン等一式
- 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 平成二十九年十月一日から平成三十四年九月三十日まで
- 4 納入場所 山梨県教育委員会教育長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県教育庁高校教育課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- 1 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
- (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させな

いこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者

2 平成二十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十九年山梨県告示第二百二十九号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 この公告の示す借入物品等を確実に納品できると山梨県教育委員会教育長が判断した者であること。

4 この公告に示す借入物品等に係るアフターサービスを山梨県教育委員会教育長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から平成二十九年六月七日(水)まで(山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参により提出すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁高校教育課指導担当

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から平成二十九年六月三十日(金)まで(県の休日を除く。)、四 3 に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、平成二十九年六月十二日(月)午後三時から山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁防災新館四階四〇七会議室において入札説明会を開催する。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十九年六月七日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四 3 に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十九年七月三日(月)午後二時
- (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁防災新館四階四〇七会議室
- 5 入札の有無 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
 - (三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算につき減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

8 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(三) 問い合わせ先 山梨県教育庁高校教育課(電話〇五五―二三―一七六三)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured:

Computer Systems for Yamanashi Prefectural Schools' Library Information Network Propulsion Project 1 Set

2 Date and time for tender:

2:00PM July 3, 2017

3 Bureau in charge:

High School Education Division, Yamanashi Prefectural Board of Education 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8504 Japan TEL 055-223-1763

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番